

## 改正

平成30年3月30日要綱第44号

平成30年9月14日要綱第113号

令和4年6月2日要綱第72号

令和8年4月1日要綱第54号

調布市子ども・若者居場所事業費補助金交付要綱

### 第1 目的等

この要綱は、市内において社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者（以下「困難を有する子ども・若者」という。）への居場所提供事業に要する経費の一部を補助することにより、困難を有する子ども・若者の自立した社会生活を促進することを目的とする。

- 2 前項に掲げる補助金の原資として、調布市子ども・若者基金条例（平成23年調布市条例第1号）に規定する調布市子ども・若者基金を充てることができる。

### 第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に住所を有する13歳からおおむね18歳までの者をいう。
- (2) 若者 市内に住所を有する19歳からおおむね39歳までの者をいう。

### 第3 補助対象事業

調布市子ども・若者居場所事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件を満たす子ども・若者支援事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

- (1) 子ども・若者の自立のために必要な期間の居場所提供を行うとともに、必要に応じて利用者への食事提供等を行うこと。
- (2) 子ども・若者の自立に向けた相談、助言等を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

### 第4 交付対象者

補助金の交付を受けることができるものは、法人格を有するものであって、次の各号に掲げる全ての要件を備えているもの（以下「交付対象者」という。）とする。

- (1) 補助対象事業利用者のうち、市内に住所を有する子ども・若者である利用者の数が、総利用者数の2分の1以上であること。

- (2) 補助対象事業を市内において行っていること。
- (3) 補助対象事業を月15日以上実施していること。
- (4) 補助対象事業を利用者に対して無償で実施していること。
- (5) 困難を有する子ども・若者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報提供や助言等の支援を行っていること。
- (6) 事業の実施に当たり、保育士、社会福祉士その他青少年の健全育成に関する資格を有する者又は3年以上青少年の健全育成に関する分野の業務に従事した経験を有する者を配置していること。
- (7) 実施計画やプログラム等に基づき、活動が計画的に行われていること。
- (8) 補助対象事業において、調布市子ども・若者支援地域ネットワーク及び調布市要保護児童対策地域協議会と連携し、困難を有する子ども・若者を適切な支援につなげていること。
- (9) 補助対象事業の実施に当たり、調布市の他の補助金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、この補助金は、調布市子どもの食の確保事業補助金交付要綱（令和2年調布市要綱第112号）による補助と重複して受けることができない。

## 第5 補助対象経費

補助の対象となる経費は、補助対象事業に要する次の各号に掲げる経費で、市長が適当と認めるもの（以下「補助対象経費」という。）とする。ただし、補助金の交付を受ける会計年度に支出する経費であって、当該経費が他の補助金制度等により現に全部又は一部の補助を受けていないものに限る。

- (1) 事業運営のため臨時的に雇用する職員及び支援員・専門スタッフへ支出する経費（報酬、給料、通勤手当を含む手当等）
- (2) 管理運営に要する経費（謝金、交通費、保険料、保健衛生費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、備品、食材費、イベント等事業費等）
- (3) 施設維持に要する経費（地代・家賃、水道光熱費、賃借料、改修費等）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

2 前項に掲げる経費のうち、次の各号に該当するものについては、価格の上限額を設けることとし、補助金の申請に当たっては事前に市長との協議を要するものとする。

- (1) 備品購入費に該当するものについては、価格単価の上限を30万円（税抜）未満とする。
- (2) 改修費に該当するものについては、価格総額の上限を30万円（税抜）未満とする。

## 第6 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内で、第5に規定する補助対象経費の実支出額と、次の各号に掲げる実績年数に応じた上限額とのいずれか低い額とする。この場合において、交付対象者が初めて補助金の交付を受けた会計年度を1年目として起算し、2年目以降は補助対象事業を実施する会計年度を対象として算定するものとする。

- (1) 1年目から3年目までの間の補助上限は150万円とする。
- (2) 4年目から6年目までの間の補助上限は200万円とする。
- (3) 7年目から9年目までの間の補助上限は250万円とする。
- (4) 10年目以降補助上限は300万円とする。

## 第7 交付申請

補助金の交付を受けようとする交付対象者（その代表者を含む。以下同じ。）は、調布市子ども・若者居場所事業費補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 法人の登記事項証明書
- (2) 法人の定款
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 配置職員名簿（資格証明書の写し又は経歴の分かる書類を含む。）及び支援員名簿
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

## 第8 交付又は不交付決定等

市長は、第7の規定による申請を受けたときは、その内容の審査を行ったうえ、交付の可否を決定し、調布市子ども・若者居場所事業費補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、当該申請をした交付対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定に当たって、必要な条件を付するものとする。

## 第9 請求等

第8第1項の規定による補助金の交付決定を受けた交付対象者（以下「交付決定者」という。）は、調布市子ども・若者居場所事業費補助金交付請求書（第3号様式）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に補助金の支払を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査し、交付決定の内容に適合すると認めるときは、速やかに当該交付決定者の指定する金融機関の口座に振り込みの方法により補助金を支払うものとする。

## 第10 変更交付申請等

交付決定者は、第7の規定により申請した事項を変更しようとするときは、調布市子ども・若者居場所事業費補助金変更交付申請書（第4号様式）に当該変更しようとする事項の内容が確認できる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- 2 第8の規定は、前項の規定による申請に対する決定及び通知並びに当該決定の際の条件について準用する。
- 3 交付決定者（第10第2項において準用する第8第1項の規定による交付の決定を受けた者を含む。以下同じ。）は、第8第1項の規定による交付の決定を受けた補助対象事業を廃止しようとするときは、あらかじめ調布市子ども・若者居場所事業廃止届（第5号様式）により、市長に届け出なければならない。

## 第11 実績報告等

交付決定者は、補助金の交付を受けた事業（以下「補助事業」という。）が完了したとき、又は補助金の交付を受けた年度が終了したときは、市長が指定する日までに調布市子ども・若者居場所事業費補助金実績報告書（第6号様式）に市長が指定する書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて調査等を行ったうえ、当該報告の内容が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した補助条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、調布市子ども・若者居場所事業費補助金額確定通知書（第7号様式）により、当該交付決定者に通知するものとする。
- 3 交付決定者は、前項の規定により補助金の額が確定された場合において、既に支払われている補助金の額が当該確定された補助金の額を上回るときは、当該上回る額の補助金を返還しなければならない。

## 第12 交付決定の取消し等

市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の目的に使用したとき。
- (3) 補助対象事業を廃止したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

(5) 実績報告の内容が補助の目的に適合しないとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の返還を必要と認めたとき。

### 第13 書類の整備保管

交付決定者は、補助金に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを補助対象事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

### 第14 関係法令の順守

補助対象事業の実施に当たっては、各種関係法令を順守しなければならない。

### 第15 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成30年3月30日要綱第44号）

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成30年9月14日要綱第113号）

1 この改正は、平成30年9月14日から施行する。

2 改正後の調布市子ども・若者居場所事業費補助金交付要綱の規定は、改正の施行の日以後の交付申請に係るものについて適用し、同日前の交付申請に係るものについては、なお従前の例による。

#### 附 則（令和4年6月2日要綱第72号）

この改正は、令和4年6月20日から施行する。

#### 附 則（令和8年4月1日要綱第54号）

1 この改正は、令和8年4月1日から施行する。

2 改正後の調布市子ども・若者居場所事業費補助金交付要綱の規定は、改正の施行の日以後の交付申請に係るものについて適用し、同日前の交付申請に係るものについては、なお従前の例による。